

GIFU

HOZEN

岐阜県保全協会報

1990 / 第5号

平成2年10月20日発行

題字：梶原拓岐岐阜知事

写真提供：県企画部観光課より

社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市葦田1-101 水産会館内

目 次

巻頭言「産廃行政のゆくえ」	岐阜市長 蒔田 浩	1
特 報 第2回通常総会の開催 ごあいさつ	（社）岐阜県環境保全協会理事長 梶原 拓	2
特 集「建設・解体工事に伴う 廃棄物処理に関する技術指針」		4
協会だより		
1. 第1回理事会の開催		8
2. 各委員会の活動		8
3. 動き出した基金造成		9
寄 稿 開発関係の諸手続きについて	岐阜県企画部地域振興課	12
夢想と現実（その2）	全国産業廃棄物連合会調査部主任 上田 晃	15
マスコミ報道の紹介		18
エッセイコーナー 「ゆでカエル」	（財）岐阜県シンクタンク専務理事 蟻田雄吾	20
「雑 想」	匿 名	22
新入会員の紹介		23
編 集 後 記		24

『花の都 岐阜づくり』運動 に参加しましょう

岐阜県「花の都 岐阜づくり」推進本部



産廃行政のゆくえ

岐阜市長 蒔 田 浩
(協会理事)

最近の新聞記事の中で、「東京都において、迷惑施設のレッテルを貼られている清掃工場を誘致したい」という明るいニュースに心躍る思いがしました。

それは、築地卸売場がある月島地区が今度、地区内にごみを燃やす清掃工場を建設して欲しいと都議会に陳情書を提出したものであります。東京では昨年12月にも中野区の住民が引っ越し予定の警察大学の跡地に清掃工場を誘致するよう求めています。区内に清掃工場が一つもなく、杉並、練馬、世田谷各区の工場処理してもらっており、その地にごみ収集車の通行などで迷惑をかけているからということです。

岐阜市においても、家庭ごみの排出量の増加にともなって焼却灰量も増加の一途を辿っています。従って焼却灰埋立地の確保が急務になっています。埋立地は有限であり、必須であります。岐阜市内の埋立必要量は30,000トン/年弱あり、ほぼ満杯の状態です。次の計画を進めていくのに苦心惨澹している最中で、地元住民の猛反対により計画が大幅に遅れたり、時として着工のめどさえ

立てることすら難しい状況に直面してますと、この記事は隔世の感があります。

日本の国土面積は38万km²、その3/4が山地、田畑等の耕作面積5万km²という地理的条件のなか、近い将来陸地に埋立地を求めることは不可能になり、海に活路を見出すことになると思われます。とりわけ岐阜県のような海なし県では、これが適正処理の隘路となるでしょう。

いずれにしましても、住民の不安と不信を払拭し、安全な生活の確保と環境保全を図る上での救世主として『岐阜県産業廃棄物対策基金』の創設は、県民はもとより産業廃棄物許可業者、排出事業者、行政が絶大な期待を寄せるものであります。

行政も従来からの産業廃棄物許可業者等の指導・監督の域を出て『岐阜県産業廃棄物対策基金』を引き金にし、社団法人岐阜県環境保全協会を核とする実働隊を積極的にサポートしていく方向で模索していかなければならないと考えております。

最後になりましたが、会員皆様方の益々のご健勝とご活躍をお祈りいたします。

第2回通常総会の開催

平成2年6月15日 「サンピア岐阜」

当協会の第2回通常総会は、会員136名（委任状を含む）の出席を得て盛大に開催されました。

最初に渡辺弁護士から「産業廃棄物に係わる諸問題について」と題して、廃・掃・法の沿革、考え方等について事例を引用しての講演があり、出席者も各自身近な問題であり真剣な眼差しが印象的で、僅か1時間余りでしたが時のたつのも忘れ程の有意義な講演でした。

続いて総会は、井口副理事長の開会のことばのあと梶原理事長が「本年は廃・掃・法が施行されて満20年と言う節目の年であり、協会としても意義深い年と捉え県民の安全な生活環境を保障するための『岐阜県産業廃棄物対策基金』を創設し日本一住みよい、岐阜県づくりをめざす」と力強いあいさつがあり、このあと議長の選出に移り、国島理事を選任、議案の審議に入りました。

第1号議案 平成元年度事業報告について

第2号議案 平成元年度一般会計決算報告について

夫々関連があるので一括上程し、田中監事から



監査報告があり原案通り承認可決されました。

第3号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金の正会員負担額（案）について

事務局から説明があり、原案通り承認可決されました。

第4号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算（案）について

事務局から説明があり、原案通り承認可決されました。

最後に清水副理事長が閉会のことばを申し述べ総会はすべて終了しました。



ご挨拶

(社)岐阜県環境保全協会

理事長 梶原拓
(岐阜県知事)

本日は、何かとお忙しいなか、会員の皆様方には第2回通常総会にご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

早いもので昨年4月協会が発足してから早や1年が経過しました。この1年は、まず協会の基礎

固めをすることが大事であると考え、組織の拡充整備に努めてまいりました。お陰様で会員数も皆様のご支援により逐次増加してまいりましたし、また、事業活動も順調に推移いたしており、これも各位の産業廃棄物に対する真剣な取り組みの表

れと深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり本年は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が公布されてから満20年を迎える記念すべき年に当たります。わが国の社会経済は急速な発展を見せ、国民の生活水準は飛躍的に向上してまいりましたが、その反面、日常生活や産業活動に伴って発生する廃棄物は、量的に増大するとともに質的にも多様化し、その適正処理や、処理施設の建設などの推進に大きな影響を与える結果となっております。

このような状況の中で、産業廃棄物の適正処理の推進を行う制度として、本年度「岐阜県産業廃棄物対策基金」を創設し、県民の安全な生活の確

保と環境保全に寄与することは、誠に時宜を得た事業と確信いたしております。

この基金は、会員各位の賦課金、各種団体の寄付金と県及び市町村の助成により造成することとしておりますが、この基金を効果的に運用し、「日本一住みよいふるさと、岐阜づくり」を一層推進してまいる所存でございますので、何卒皆様方の深いご理解と絶大な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本日ご臨席の皆様方のご健勝、ご発展をお祈りするとともに産業廃棄物の適正処理に一層のご尽力を賜りますようお願いし私の挨拶いたします。

渡辺弁護士による「記念講演（要旨）」は、次号以降に掲載する予定です。

先端技術をもっとヒューマンに、
〈共和印刷〉は未来派へ——いま、第3の動き。



豊かさを深め、心を満たす。
新しいパワーで、すぐれたプリンティング文化を創ります。

共和印刷株式会社

岐阜市折立共和町 ☎(0582)39-1146

「建設・解体工事に伴う廃棄物処理に関する技術指針」

(俗称：建設廃棄物処理ガイドライン)

厚生省では、激増を続ける建設廃棄物の適正処理を図るための「建設・解体工事に伴う廃棄物処理に関する技術指針（以下、「ガイドライン」という）を策定し、本年5月31日付で各都道府県知事に通知しました。

建設業から排出される産業廃棄量は、全産業廃棄量の18%強を占め、さらに漸増の傾向にあると言われます。不法投棄・不適正処理の事例も建設廃棄物に係るものが多いことに着目したものと考えられます。

協会では、既にその全容を冊子として作成し全会員に配布したところですが、さらに8月31日には県担当職員による講習会を開催するなど、その周知徹底に努めてきました。

なお、ガイドラインの概要は次頁「概要図」により表わされますが、特に留意していただきたいことは、次のとおりであります。

○膨大な排出量、多発する公害苦情

県環境整備課による産業廃棄物処理業者の処理状況調査によれば、昭和63年度の排出量は73万t/年で、うち建設廃材が27万t/年（約37%）を占めて第1位を占めております。

さらに、さきに公表された公害等調整委員会の調査によれば、同年全国で5千件に及ぶ廃棄物に関する苦情が寄せられ、建設廃材の不法投棄によるものが最多でありました。(右図)

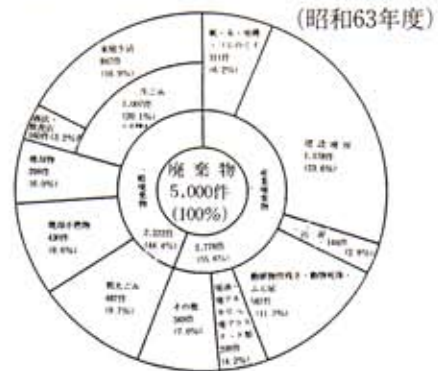
また、右表のとおり苦情件数は年を追って増加の傾向にあります。

○安全な建設廃材（産業廃棄物）

建設廃材にかかる苦情が多い理由には、種々な見解がありますが、一般的に有害物質が含まれていないことから安易に処分される例が多いことに一因があるようです。

住み良い社会づくりを目指す時代に、安全だということだけですまされない問題でと思われま

廃棄物の種類別苦情件数の割合



建設廃材に対する苦情件数の推移

年 度	件 数	増加数	増加率(%)
昭和55年度	219	-	-
56	350	131	59.8
57	538	188	53.7
58	557	19	3.5
59	718	161	28.9
60	829	111	15.5
61	879	50	6.0
62	1,062	183	20.8
63	1,178	116	10.9

(資料) 公害等調整委員会事務局
「公害苦情件数調査結果報告書」

○処理責任の明確化

建設・解体工事には、多様な業種の方が関わることが多いためともすれば廃棄物処理の責任が不明確となり勝ちです。今回示されたガイドラインでは、元請業者がその責務を負うこととし予め処理計画を定めておくように示されています。

○「分別」・「中間処理」の必要性

建設廃棄物は、多様な種類の廃棄物が混合した形（混合廃棄物）で排出されることが多く、そのままの状態でも処理されることに問題があると考えられます。

そのため混合廃棄物は、種類別に分別したうえで、例えば「木くず」は焼却炉で焼却、「コンクリート塊」は破碎、「汚でい」は脱水などの中間処理を行うよう示されています。

こうしたことが履行されるならば、建設廃棄物の場合には特に量の激減が期待され、かつ多くのものは埋戻、埋戻材料としても活用できると考えられています。

○「土砂」と「汚でい」

両者は、従来含水率で判断されておりましたが今般「汚でい」は、標準ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態のものであると明示されました。

さらに、その状態は「コーン指数2以下」または「一軸圧縮強度約0.5kN/cm²以下」と示されておりあります。

なお、「コーン指数」とはコーンペネトロメーターを使って計測されるもので、土の強度を示すものであります。

○再生利用

建設廃棄物の再生利用が積極的に進められることを期待し、次のような事例が示されておりあります。

- 1) 有価で売却する。

- 2) 排出事業者が自ら利用する。
- 3) 「建設汚でい」も必要な中間処理を行い、溶出試験などで性状に問題がないと認められれば、埋戻材料、路床材、土木資材などに活用する。

廃棄物の再生利用は、「廃棄物も資源である」との考え方に立つもので、家庭ゴミの一部で活況に行われています。産業廃棄物（特に建設廃材）の場合には、同一物がまとまった形（質、量とも）で排出されるという点からすれば、家庭ゴミよりも取り組み易いと考えられます。

○作業所（現場）処理

中間処理を含め、可能な限り作業所（現場）での廃棄物処理が期待されています。

○廃棄物の例示

建設・解体工事に伴い発生する廃棄物について、具体的な区分（産業廃棄物・一般廃棄物）が例示されています。

○マニフェストシステム

建設廃棄物の委託処理に、マニフェストシステムが導入されています。

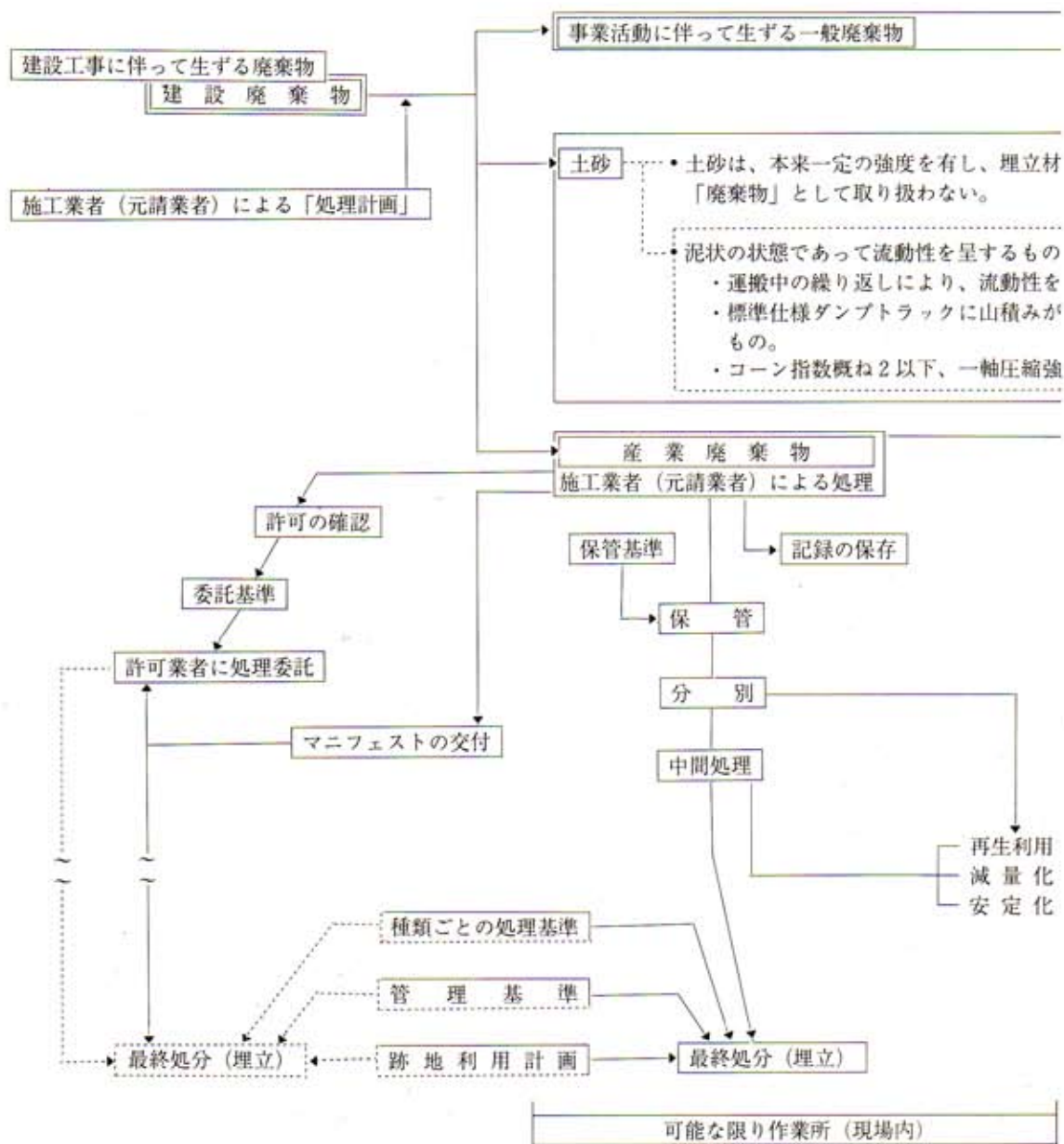
なお、マニフェストシステムに使用される用紙は、岐阜県独自のものを使用してください。

参考

- 次のものは、協会が実費販売しています。
- ・「産廃必携」岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱 2,000円
- ・「建設廃棄物処理ガイドライン」 600円
- ・「産業廃棄物処理委託伝票（マニフェスト）」50組綴 830円

建設廃棄物処理ガイドライン（概要図）

「建設・解体工事に伴う廃棄物処理に関する技術指針」平成2年5月31日付環境第37号、厚生省



生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

市町村長の指示を受けて処理

料、路床材料等に活用されるもので

は「汚でい（産業廃棄物）」とする。
呈するもの。
出来ず、その上を人が歩けない状態の

度概ね0.5kg/cm以下のもの

▶<例>

廃木材 (木くず)	型枠、足場材等 大工、建具工事等残材
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙くず
繊維くず	廃フェス、縄、ロープ類
もえがら	現場内焼却残渣
その他	現場事務所、宿舍等の撤去に伴う各種廃材（建具、フロ、タタミ、日用雑貨品、設計図面、雑誌等

▶<例>

汚でい	廃ベントナイト汚水 リバース工法等に伴う廃汚水 含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削土
廃油	重機等の廃潤滑油、軽油、灯油、ガソリン等の使用残渣、防水アスファルト、アスファルト乳材等の使用残渣
廃プラスチック類	廃合成樹脂建材、廃タイヤ、廃シート 廃発砲スチロール等梱包材
建設木くず	木造家屋解体材等
金属くず	鉄骨、鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安べいくず、廃缶類
ガラスくず 及び 陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶器くず、耐火レンガくず
建設廃材	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 セメントコンクリート破片、アスファルトコンクリート破片、レンガ破片
ゴムくず	天然ゴムくず

(再生利用者指定制度)
(脱水、破碎など)
(焼却炉による焼却など)

1. 第1回理事会

本年度第1回の理事会は、5月18日レストランめしやで開催されました。

理事会には、理事総数27名のうち20名が出席。また県からは、交告環境整備課長及び佐伯産業廃棄物係長が、また岐阜市からは大坪環境保全課長が出席されました。

議事は、梶原理事長が欠席されたので、井口副理事長が議長を務め6月15日開催予定の第2回通常総会に提案する次の各議案等について、慎重審議の結果何れも原案通り承認可決されました。

1) 議 題

- 第1号議案 平成元年度事業報告について
- 第2号議案 平成元年度一般会計決算報告について
- 第3号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金設置運営規程(案)について
- 第4号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金に係る賦課金取扱規程(案)について
- 第5号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金の正会員負担額(案)について
- 第6号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算(案)について

2) 報告事項

- ① 各委員会の活動状況について

2. 各委員会の活動

1) 広報編集委員会

7月31日 第2回委員会

- ・場所 レストランめしや
- ・議題

- ①会報第5号の編集企画について
- ②平成2年度事業の実施について
- ③会員証の作成について

②③については事務局で具体案を策定することになりました。

2) 研修指導委員会

5月29日 第1回委員会

- ・場所 レストランめしや
- ・議題

- ①平成2年度事業の実施について
- ②アンケートの調査結果について

3) 基金制度検討委員会

6月19日 第3回委員会

- ・場所 水産会館
- ・議題

- ①基金造成の進め方について

各自治体への要望書(案)及び排出事業所名簿の作成については原案通り決定されました。

- ②特殊車の定義について

特殊車については、ブルドーザー、バックホー、タイヤドーザー、ショベルドーダ、ダンバ、ホークリフト、バキュームカー、コンテナ車の8種の車両に限定列举となりました。

- ③基金造成パンフレットについて

7月10日 第4回委員会

- ・場所 レストランめしや
- ・議題

- ①基金造成委員会提出資料について
- ②その他

4) 基金造成委員会

この委員会は、排出事業者からの寄付金の協力を円滑に進め併せて基金造成の実効をあげること及び基金についての啓発と種々の相談に応ずることを願ったもので総勢49名であります。(地域毎に部会設置)。

7月18日

- ・場所 サンピア岐阜
- ・議題

- ①経過説明
- ②役員の選任
- ③各部の打合せ

7月25日

・場所 中濃総合庁舎

・議題

①協力要請の方法について

7月26日 各部会3役会議

・場所 レストランめしや

・議題

①排出事業所名簿の確認について

②部会経費の精算について

7月31日 西濃部会

・場所 大垣フォーラムホテル

・議題

①排出事業所名簿について

②協力要請先の申出について

7月6日 岐阜部会

・場所 レストランふじ

・議題

①各部会の状況報告並びに意見交換

②協力要請の具体策について

8月9日 西濃部会

・場所 大垣フォーラムホテル

・議題

①協力要請先の担当調整

②協力要請先についての班編成

8月10日 岐阜部会3役会議

・場所 協会事務局

・議題

①協力要請先の調整及び各委員会の担当について

(本号では、平成2年5月以降の協会活動についてご報告させていただきました。)

動き出した基金造成

さきの通常総会で、「岐阜県産業廃棄物対策基金」の創設が決定され、いよいよ造成に向けて具体的な取り組みを進めることになりました。

正会員の皆さんには、協会から現在使われている収集、運搬等の車両（自己所有、備上げ、賃借）調べの照会をさせて頂き、これに基づいて車両割を算出し、均等割、業種割、車両割の合計額を賦課金として、納入通知書を発行することに致しております。

また、排出事業者の方々につきましては、基金造成をより円滑に、かつ効率よく行うため、県下を5地域に分け各地域毎に造成委員（理事など）を委嘱し精力的にご尽力願うことになっております。

この基金は、産業廃棄物の多量、多品種化等により最終処分場の枯渇化が進むなかで、何としても最終処分場を確保するため地域住民に理解を求め協力が得られやすいようにとのものであり、皆様方の格別のご協力を願うものです。……以下に、関係規程を掲載します。

岐阜県産業廃棄物対策基金設置 運営規程

(設置)

第1条 産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応及び環境汚染を防止し、県民の安全な生活の確保と環境保全を図ることを目的として、岐阜県産業廃棄物対策基金(以

下「基金」という。)を設置し、基金の運営管理については、この規程の定めるところによる。

(基金の額)

第2条 基金の額は10億円を目標とする。

2. 前項の基金の原資は正会員の賦課金、岐阜県等の補助金及び基金の趣旨に賛同する

者の寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業)

第3条 基金及びその運用益は、次の各号に掲げる事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるものとする。

- (1)天災等により最終処分場等の構造が破壊され、生活環境に被害が生じた場合であって、施設管理者がその対策を講じきれなかったときにおける対策。
- (2)最終処分場等において、施設管理者(処理業者)が倒産により維持管理不能となった場合における維持管理の継続及び必要な措置。
- (3)社団法人岐阜県環境保全協会が主体となる共同最終処分場の設置促進にかかる事業。
- (4)その他、基金運営委員会及び理事会が特に認めた事業。

(基金運営会議設置)

第4条 基金の適正かつ効率的な運営を図るため、協会に基金運営会議(以下「会議」という。)を置き、会議は10名以内の会議員をもって構成する。

2. 会議員は協会の理事、行政機関の職員及び学識経験者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(所掌事務)

第5条 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1)第3条に掲げる事業の実施
- (2)基金に係る予算及び事業計画
- (3)基金の運営に関し理事長から諮問を受けた事項

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(事業の実施)

第7条 第3条に掲げる事業は、基金の運用益をもって実施する。

ただし、理事長が適当と認める時は、その運用益の全部又は一部を基金に編入することができるものとする。

2. 前項の規程にかかわらず事業を実施するため特に多額の費用を必要とする場合は、理事会の同意を得て、基金を取り崩すことができる。

ただし、この場合にあつては、基金の原資補填等基金事業に支障を来さない措置を講じなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金運営会議の運営に関し必要な事項は、社団法人岐阜県環境保全協会の委員会規程に準じて取り扱うものとする。

ただし、委員会規程第11条の適用については、会議の議を経る必要はないものとする。

附 則

この規程は平成2年7月1日から施行する。

『岐阜県産業廃棄物対策基金』に係る賦課金取扱規程

(目的)

第1条 『岐阜県産業廃棄物対策基金』に係る賦課金等の賦課及び納入方法等について定めることを目的とする。

(賦課期間)

第2条 賦課金の賦課期間は、平成2年度から同4年度までとする。

ただし平成2年度以降協会に途中入会した会員については、入会したときから3か年間において賦課金を納入するものとする。

(賦課の基礎)

第3条 平成2年度における賦課金の賦課については、平成2年4月1日現在における会員名簿及び車両調に基づいて賦課するものとする。

2. 平成3年度以降の賦課については、毎年度中において会員名簿及び車両記載事項に変動があった場合は、毎年3月末日現在で会員名簿及び車両調の補正を行って確立し、これに基づいて毎年度賦課するものとする。この場合における会員名簿及び車両調記載事項の変動については、その都度会員が自主申告するものとし、これに基づいて協会は会員名簿及び車両調の補正を行うものとする。

(賦課金)

第4条 賦課金は、次の賦課金基準による均等割と業種割及び車両割の金額を合併した金額を賦課するものとする。

業種名	均等割	業種割	車 両 割
収集運搬	各業種と	—	各業種とも会員が使用している収集運搬等車両（自己所有、備上げ、賃貸）台数に次の区分による単価を乗じて得た額
中間処理	も一率	20万円	
最終処分	8万円 (定額)	40万円	
			区 分 単 価
			5t未満 5千円
			5t以上及び特殊車両 10千円

(賦課台帳)

第5条 協会は、会員別に賦課金を算定したときは、会員賦課金台帳（別記様式1号）を作成するものとする。

2. 賦課金の納入があったときは、賦課台帳に記帳するものとする。

(納入通知)

第6条 協会は、前条による賦課金台帳に基づき賦課金納入通知書（別記様式2号）を発行し、会員に送付するものとする。

(納入及び納入期限)

第7条 会員は、前条による賦課金納入通知書により、毎年度4回に分割し、第1期6月30日、第2期9月30日、第3期12月25日、第4期翌年3月25日までにそれぞれ協会に納入するものとする。

2. 納入された賦課金は返還しない。

(督促)

第8条 会員の賦課金が納入期限までに納入されない場合は、協会は直ちに未納となった会員に会員賦課金未納督促状（別記様式3号）を発するとともに納入に努めるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年7月1日から施行する。

Memo

平成3年度政府予算について、各省庁の概算要求内容がまとめられたが「廃棄物関係大幅増」と大変勇ましいものである。内容については関係紙を通じ紹介されているが、見出し部分だけを整理すると次のとおりである。国全体の動向を知る上で興味深い。

- 厚生省 「減量化対策など新事業目立つ」
- 通産省 「廃棄物処理・再資源化の推進」古紙回収にも力を入れる
- 運輸省 「湾岸処分場の整備推進」
- 建設省 全国的な「建設残土対策を推進」「建廃の再生・減量化へ」
- 農水省 廃食用油で「リサイクルモデル」エコロジカルパッケージング開発など

開発関係の諸手続きについて

岐阜県企画部地域振興課

1. 法令に基づく手続き

土地については、公共的目的等から様々な法令の網がかけられています。土地開発に際して

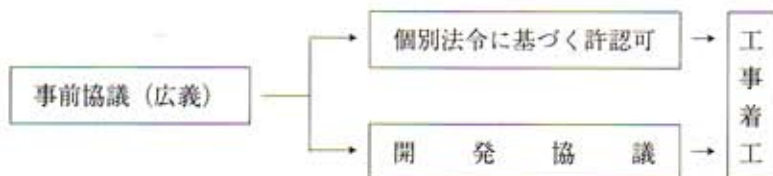
は、事業者は開発予定区域に係るすべての許認可等を得た上でなければ工事着工できないこととされています。

例	個別規制法令の許認可等	
都市計画区域内における主として建築物の構築をするための区画形質の変更	都市計画法に基づく開発許可	→ 工事着工
地域計画対象民有林（1 ha以上）の開発	森林法に基づく林地開発許可	→ 工事着工
開発行為による農地の転用	農地法に基づく転用許可	→ 工事着工

2. 要綱に基づく手続き

岐阜県においては、1 ha以上の大規模開発については、県土の総合的かつ合理的な土地利用を推進し、地域の秩序ある発展を図るために、

要綱により、事業者に対し事前協議及び開発協議をお願いしていますので、工事着手までの手続きの概要は次のとおりとなっています。事業者は、個別の法令の許認可手続きの前に事前協議を了することとなっています。



3. 事前協議（広義）

事前協議（広義）は、当該土地開発事業の事業計画について土地利用計画との適合性、公共・公益的施設の整備計画との適合性、自然環境保全の面からの適合性等について総合的に立地判断を行うとともに、併せて事業者に対しては、当該土地開発についてクリアしていただく

なければならない問題点等を教示しています。

事前協議（広義）は、開発予定区域の土地について、国土利用計画法に基づく届出が必要であるかないかにより、次のとおり事前協議（狭義）と届出前協議があり、届出前協議においては、立地判断のほか、国土法の届出価格の事前審査を行っています。

1 ha以上の開発	事前協議(広義)	
開発区域の土地	自己所有地又は賃借予定	買収予定
国土法の届出の必要の有無	無	有
種類	事前協議(狭義)	届出前協議
根拠要綱	土地開発事業の適正化に関する指導要綱	土地取引等における事前指導要綱
審査事項	立地判断	立地判断・価格事前審査

4. 開発協議

開発協議は、事前協議(広義)を了した1 ha以上の大規模な土地開発事業について適用され、当該土地開発事業の計画内容及び設計内容について技術面を含む細部にわたる適合性判断

を行うものであります。

なお、都市計画法、宅地造成等規制法、岐阜県宅地開発基準条例等の適用がある土地開発事業については、開発協議の適用を除外し手続きの重複を避けています。

5. 設例

A町の都市計画区域以外の区域で60,000㎡の山林を取得して造成を行い、産業廃棄物処理施設を設置する場合

この場合、開発面積が1ヘクタール以上で、土地の区画形質の変更が行われ、土地に関する権利の移転があることにより届出前協議が必要となります。

なお、届出前協議終了後、開発協議と森林法など個別規制法による許認可等の手続きが必要となります。

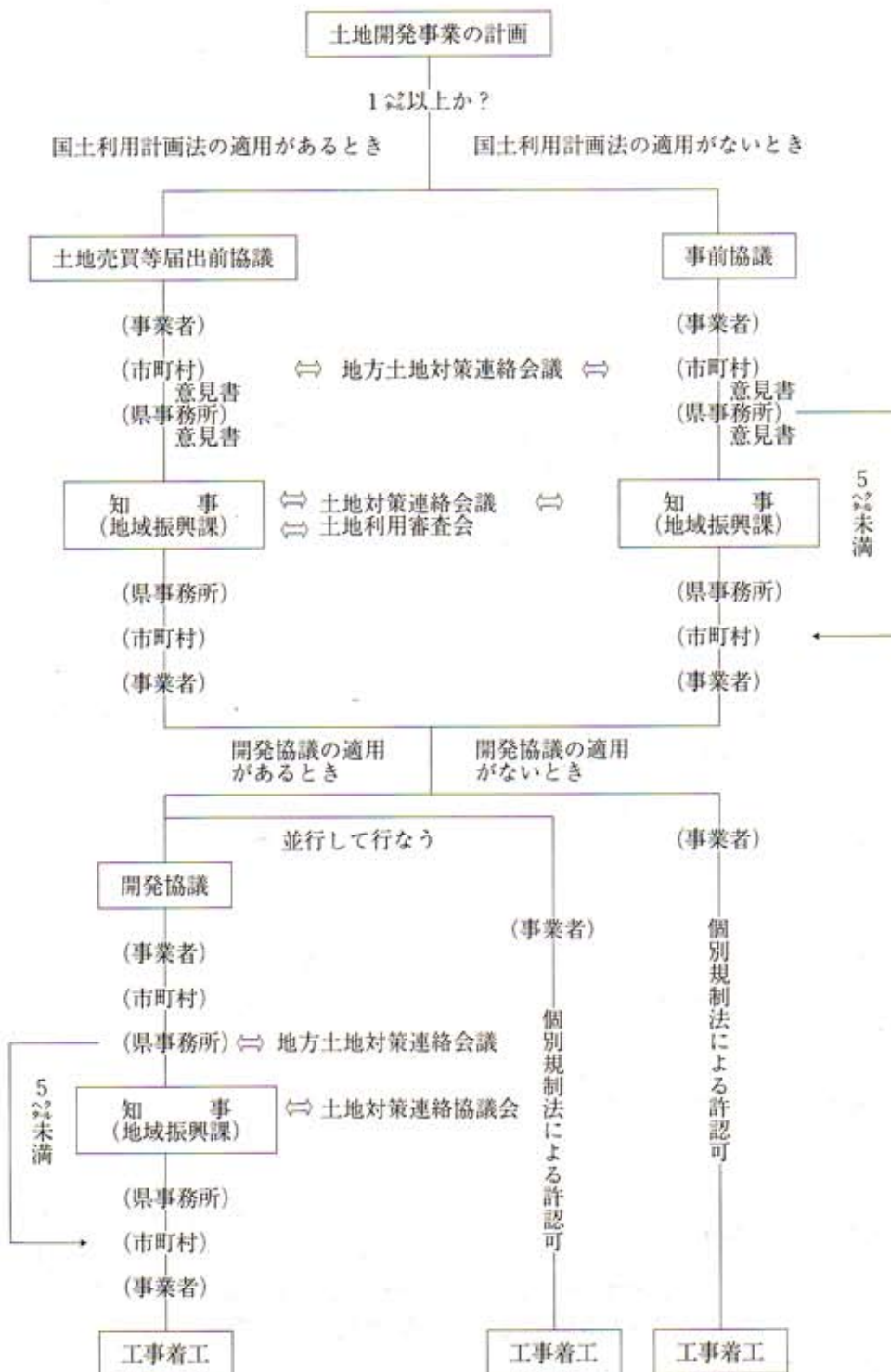
B村の都市計画区域以外の区域に6,000㎡の自己所有の農地に産業廃棄物処理施設設置をする場合。

この場合、開発面積が1ヘクタール以下であるので、事前協議の必要はありませんが、農地法など個別規制法による許認可等の手続きが必要となります。

6. 開発関係の諸手続き

以上、述べさせていただいた要綱に基づく事前協議を中心とした手続きの流れをまとめると次の表のとおりとなります。

なお、事前協議の手続等について不明のところがありましたら、土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課、県事務所総務課又は県庁地域振興課までお問い合わせ下さい。



夢 想 と 現 実 (その2)

(社)全国産業廃棄物連合会

調査部主任 上 田 晃

お断り この寄稿文は、会報第3号（平成2年3月19日発行）分につづいて掲載するものです。紙面の都合により第4号（平成2年6月15日発行）分に掲載できなかったことを、お詫びします。

3. 廃棄物学

我々廃棄物関係者は、適正処理という言葉をよく使う。しかし、適正処理とは何か、どういう処理を適正処理というのか、いまだに私自身よくわからない。もう昔のことになったが、経験者数人、学識者数人と私とで「適正処理とは何か」を議論していた。いろいろな観点からいろいろな解釈が出てきて、なかなかまとまらない。喧々囂々やっているうちに、ある役人が一言「廃掃法を遵守した処理のことじゃないのですか。」あたりは水を打ったように静まり返ってしまった。これがギャグのつもりでの発言だったら大受けである。植木等ならば「ウッヒヒヒ、お呼びでない？お呼びでないねえ、こりゃまった失礼！」と言って、白けて静止してしまった場面をひっくり返す所である。だが、言った本人はどうもマジのようで、さっきまで活発に議論していた人々も白けきって「あー疲れた」。で、議論はそこで終わりになってしまった。

法律どおりにやっけていても、廃棄物処理によって様々な困った事態が起きるし、20年前に制定された法律では現在の廃棄物に対処できない部分もたくさんある。そういった状況を踏まえて廃棄物処理の理想とは何かを議論していたのである。理想について語っているところに、経験、というより日々のルーチンワークの範囲から逸脱しない地に足のつき過ぎた発言に皆は恐れ入ってしまった

のである。廃棄物というものは法律ができる前からあったんですよ。はじめに廃棄物があって、それを片付けるために法律ができたのです。法律に基づいて廃棄物が生まれたわけではない。そのへんの関係をまちがえてはいけない。彼の発言をまずはギャグと理解したかった。それが叶わなければ、せめて彼の立場上の建て前で言ったものと理解したいものである。決して本気とは思いたくない。

情けないのは役人に限ったところではない。役人が書いたものばかりでなく、研究者が書いた廃棄物の解説書だって、まず出てくるのは、産廃と一廃という廃掃法における廃棄物の分類である。法律という人間生活の都合に合わせて作られた枠組みに拘泥せずに、もう少し客観的な観点から廃棄物を議論できないものだろうか。また、廃棄物専門とする研究者に放射性廃棄物を扱っている人の少ないことも気に入らぬ。廃掃法の枠の中では放射性廃棄物は廃棄物ではなく、放射性物質であるからか。自分の研究の対象まで法律の範囲に従うのようになってしまふ。現在の廃棄物研究は理想の観念と客観的視点に乏しく、現実しか見えていないように思えてならない。

役所が出す指針とかガイドラインなんてのも、これの中に理想なんてものは破片も見あたらないことが多い。世間だって役所のガイドラインを始めから馬鹿にしているわけではない。発表されるまでは期待して待っている。しかし、発表されて

「ウッヒヒヒ」の植木等になるのである。これに向かって努力しようという気さえも失わせるような非現実的なものか、あるいは現状を追認して今まで通りで結構ですというようなものばかりである。ガイドラインで植木等になって、さらにそれを一緒に出される通知だとか、通達がまた凄い。ガイドラインの中で規定されていることを、通知の中で「ただしここは例外を認める」というような自己否定をしている。ガイドライン氏と通知氏で漫才でもやっているようである。突っ込み役のガイドライン氏がまくしたてた後に、ボケ役の通知氏が「な～んちゃってね」でひっくり返す。

いずれにせよ、この世界には、いまだに理想も理論もない。理論がないから理想が浮かんでこないのである。廃棄物分野には、未だに「学」が確立していないといえよう。廃棄物は、人間が生活していれば必ず発生するものであり、廃棄物は人間の歴史と共に存在していたはずである。それゆえ、廃棄物に関しての経験はかなり蓄積しているはずである。しかし、廃棄物には、一般論が通用しない、個別対応しかないと言われる。都市ごみについては計画論などで教科書的なものがあるが、産業廃棄物に関してはまるで学と呼べるものはない。廃棄物以外の学問分野については『〇〇大系』といった図書があるが、廃棄物に関してはそういった図書は全くない。組織だっていないバラバラの経験をここらで体系化する時期だと思う。

廃棄物学会を作る動きがある。大いに結構である。われわれ産業廃棄物業界も全面的に協力している。しかし、学会が単なる研究の発表の場にしなければならないならば意味はない。研究というものは芸術であって、研究者の個性というかエゴがものすごく出るものである。芸術とは芸術家のエゴの発露であって、研究もまた、そういったエゴがなければ魅力がない。その意味で何人もの研究者が集まってするビッグプロジェクトなんてのはおよそ科学研究ではない。技術である。学会にそうい

ものを期待してはいない。学会という複数の研究者の集まりに期待するものは、ひとりひとりの研究者が果たせなかった廃棄物知識の体系化、廃棄物学の樹立である。『廃棄物学』がなくてどうして『廃棄物学』会が存在するのか。子が親を生むような感じであるが、廃棄物学会の最大の目標は廃棄物学の確立であると思う。

4. おしまい

廃棄物処理に関しての理論の欠けていること、理論の大切さを述べてきたが、理想は、実経験に裏打ちされた理論である。体系化されていない経験よりも理論は強いが、その理論の中でも経験に裏打ちされたものは最強である。

さて、廃棄物学と同時に廃棄物処理の人づくりも考えてみたい。連合会でも廃棄物処理の人材育成のための学校の設置を考えている。廃棄物学校には理論と実践の噛み合わせを望むところである。

しかし、現在の大学、専門学校の教育というものには私は疑問をもつ。いままで経験的に実施されて来た学校教育に対しての対立命題である。社会や学生が、専門教育に求めているものと、実際の教育にはズレがあるのではないかと考えている。難しい入試を受けて大学に入った後は遊んで4年を過ごす大学生が多いそうである。そういう現象を困ったものだというのが多数派の見方ではあるが、私はそれでいいと思う。極端な話、難しい入試を受けて大学に入れば勉強しなくて卒業しても良いのである。

難しい試験を課して、学生になかなか単位を与えない教員は、彼自身の再教育が必要である。大学で習ったことなど、社会に出て何も役に立たない。社会も専門教育に期待していない。化学工業科を出た学生が、会社で初めから終わりまで化学の専門家として扱われ、人生をまっとうすることは希である。経済出身の学生全員が経済学者になるわけでもない。社会は、新入生に一旦自前の教

育をほどこして実戦に投入するのである。特に日本のように子飼いや尊重、配置転換をバンバンやるような労務体系では学校で学んだ専門教育なんかにはがみついてはられない。むしろ難しい大学に入るために必死の思いで勉強した高校課程こそ、いつでも、そして最後まで役に立つものである。その観点からすると、有名大学出身の遊び人と、無名大学の秀才としては……これ以上書くとヤバイよ、私は貝になる。

要するに、専門教育に求められるものは、人の経験をいかに効率よく盗むか、それと実際の経験からいかに自分の理論を組み立てるか、だと思う。言い換えれば、問題に直面した場合に、大急ぎで自分をその問題の専門家にする技術である。そこ

ら辺を考えて廃棄物学校を考えたいと思う。

その意味でイメージされる廃棄物学校の理想は、反専門教育である。専門家よりも、むしろ、どんな時でも、どんな問題に対しても専門家になれる者こそ必要な人材だと思う。殊に、廃棄物という次から次へと難問が生じる分野では、そういう科学的方法論は中堅技術者であっても絶対に必要なものだと思う。科学史、科学哲学といった科目は必須科目にしたいと思っている。

以上は、たわごとである。「若いな。君の理屈はわかるよ、だが現実はどうなっとならんぢゃないか。現実を見給え」と思っていただければ幸いである。

快適な環境を未来へ

調査・設計 ← 最終処分場 → 維持管理

当社におまかせ下さい

営業種目

- 遮水シート工事
- 脱臭処理装置
- 汚水処理プラント設備工事
- 工業薬品
- 各種焼却炉
- 各種産業資材

アイエム篠田

〒502 岐阜市池ノ上町3-13
TEL <0582> 32 - 2985
FAX <0582> 95 - 1358

廃車のごみ成分、急増 鉄くず 再利用に“身中の虫”

〈90年8月2日、朝日新聞朝刊〉

廃車から出るプラスチックなどのごみの量が年間100万トンにも達していることが、鉄屑業界の調べでわかった。全国の自治体が産業廃棄物の受入れ規制を強めていることから、このごみの処理費が今年に入って急騰。採算が悪化している鉄屑業界は、国や自動車、鉄鋼業界にも処理について協力を求める考えで、11月に米国に調査団を出す等して今年度に提言をまとめる予定だ。

新車ブームが続く中で、廃車の量も急増しており、昨年1年間では約460万台にもなる。鉄屑業者は、解体業者から持込まれた廃車を破砕し、商品価値のある鉄を集めて鉄鋼原料として鉄鋼メーカーに売っているが、副産物として発生するプラスチック、ゴム・ガラス、ほこりなどが混ざったごみが頭痛の種。

高級車ブームや、燃費向上のための車体軽量化が進み、1台の車に使われる鉄の重量比は減る一方。そのかわり「ごみ」が増えている。約1,050社が加盟する日本鉄屑工業会の調べによると、全国の廃車ごみ発生量は80年の34万7,000トンから、昨年は99万トンにまで増えた。今年は100万トンを大きく上回ることが確実だ。

このごみの殆どは産業廃棄物処理業者に委託して処理されているが、地域住民や自治体の拒否で用地が不足したり、処理場が遠くなりつつあり、処理料金はうなぎのぼり。関東地方では、昨年末で1トン当たり平均8千円程度だったのが、現在は1万2千円前後になっている。最近の鉄屑価格は品質などによって1トン当たり1万5千円～2万円程度で安定したまま。このため採算が悪化している業者の間では、「このままでは処分出来なくなり、廃車は鉄のリサイクル源ではなくなるおそれもある。」と言う声まででている。

千葉県、事業停止30日間 処理の下請頼んだ業者を処分

〈90年8月3日、日本経済新聞朝刊〉

千葉県は2日、産業廃棄物の最終処分業者でありながら他の業者に処分を委託していた日産建設工業に対し、9日から30日間事業停止の行政処分をした。県によると同社は、処分場の延命などの目的で四街道市内の最終処分場にいったん運びこんだ汚でいを他の業者に持ち出させ、再処分を委託した。

他県からの廃プラを持ち込む 悪質手口に強硬姿勢

—富士市—

〈90年8月7日、静岡新聞朝刊〉

再三の行政指導を無視して、許可されていない廃プラスチックを埋立て、富士警察署の摘発を受けた富士市岩本の産業廃棄物会社は、市内の砂利業者が設立して、昭和63年9月、産業廃棄物最終処分場としての土地利用計画を申請、承認後、平塚市の産業廃棄物業者に買収された。

同社は、昨年3月末、建設廃材〈コンクリート、スレートくず〉の処理許可を受けたが、その後許可品目でない廃プラをひそかに持ち込み、富士市岩本の処分場に埋立てていた。事実をつかんだ同市や富士保健所が数十回にわたって行政指導をしたが、応じなかったため、最近になって県衛生部の処分（業務停止）や富士警察署の摘発を受けた。

富士署の調べによると、同社平塚の業者を経由して神奈川県内から廃プラを大量に運び込んでおり、この程同署が実施した現場検証では点滴に使う袋、ホースなど医療用品やビニールホースなど各種廃プラを掘り起こした。

廃材活用木炭粉の生産に着手

〈90年8月9日、木材新聞〉

製材背板（廃材）を利用して「木炭粉」の生産

に乗りだした企業があって、業界から注目を集めている。

製造プラントは、暁技研のもので「攪＝流動式炭化炉」といい、チッパー、原料タンク、乾燥機、乾燥原料タンク、炭化炉、製品サイロなどの一式からなっております。

生産工程は、背板をチッパーで細かく（紙パルプチップより小さく）砕き、原料タンク（20㎡入り）に自動配送し、乾燥炉を経て炭化炉に入り、炭火ののち製品サイロに送られ、自動的に袋詰めされる。熱源は、点火時のみ重油が若干必要だが、その後は、炭化炉から排出される煙とガスが燃焼して、再び炭火炉に熱源となって入るというリターンシステムのため、炭化のための燃料は不用。

現在、テスト生産中だが1か月後、フル稼働（昼夜生産）に入ると、昼7人、夜間1人の従業員で30ℓ入り600袋が生産される。フル生産に入ると外部の製材工場からの廃材も必要になるが、すでに地元を中心としたかなりの工場からの廃材供出の申し出がきている。

ところで、木炭粉の用途（販売先）だが、ハマチ、ヒラメ、ウナギ、エビなど魚類の養殖（えさの添加剤）、家畜飼料添加剤、果樹、野菜、果物など農産物の質の向上と収穫量の増大、さらに土壌改良材、ゴルフの芝の養生と害虫発生の防除用など幅広く使われ、すでにそれぞれの分野で試験・研究が進められ、その成果が立証されている（以下略）

産廃物処理で、連絡会 静岡県、地域毎に体制強化

〈90年8月12日、日本経済新聞〉

静岡県では、産業廃棄物の適正処理に地域ぐるみで取り組むため、連絡会の設置に乗り出した。

今年度は3地域で、共同処理など独自のテーマについて検討を進める。建設廃棄物や不法投棄の

増加などに対応する狙いだ。併せて県外から流入する産業廃棄物の適正処理体制を確立するため、排出事業者に対して県との事前協議を義務づける方針である。

連絡会は、行政、産業廃棄物排出事業所、処理業者、商工会等で構成する。今年度は沼津地域、富士地域、東遠地域で設置する。東遠地域は7月末に初会合を開いており、残る2地域も設置準備を進めている。

検討テーマは、沼津地域が建設廃棄物の共同処理、減量、有効利用の促進、富士地域が不法投棄の防止対策、東遠地域が、産業廃棄物の地域内処理体制の確立。会合を4回程度開き来年3月末までに結論をまとめる。

県内の産業廃棄物の排出量は77年が528万t、81年が485万t、85年が466万tと減少傾向を示している。このうち建設関係の廃棄物は、道路網の整備やビル建築の活発化などを背景に、77年63万t、81年70万t、85年90万tと、逆に増加が続いている。また不法投棄も88年度が74件、89年度が80件と増える傾向にある。

こうした現状を踏まえ、地域毎に処理体制などを充実することが必要と判断し、連絡会を設置して産業廃棄物対策を強化することにした。

県外からの産業廃棄物流入も増加傾向を示しているという。特に目立つのが、首都圏からで、ビル等の建設が活発化する一方、茨城、千葉等が流入規制を実施しているため、静岡県東部に向かう産業廃棄物が多いとみられている。この産業廃棄物は、排出事業所から処理業者に集められた後、まとめて流入するケースがあり、排出事業所の特定を困難にしている。県では排出事業所に対して廃棄物持込みの事前協議を義務づけることで、適正処理の推進を目指す考え。

— ゆでカエル (蛙) —

(岐阜県シンクタンク)

専務理事 蟻田雄吾

現在、情報社会から高度情報社会へ突入したことによって、「創造性の発揮」が極めて重要であるといわれている。しかし、私達にそう簡単に「創造」という能力が身に付くものではない。こう考えた時いつも「ゆで蛙」のメタファー（比喩）を思い浮かべる。「水を入れた鍋の中に蛙を入れ徐々に熱していけば、蛙は熱湯になっても外へ飛び出すことなく湯であがり、死んでしまう」という比喩である。この比喩は、平穏無事な人間社会・組織に対する痛烈な警告である。もともと私達の所属している地域社会も組織も現状を維持・継続し続ける安定志向を持っている。言い換えれば、現在自分達が置かれている組織などの「枠組み」をあまり替えたくないということ。——とりもなおさず柔軟な視点をもった「チエ」を出すことが大変困難だと言うことである。

ここで試みに「発想の転換」或は「意識の改革」を計る物差しとなる問題を提起してみたい。

- ．．． 左図の9つの点を4本以内の一筆書で結んで見てくさだい。(答は4通りである)
- ．．．
- ．．．

4つの点で囲まれた四角の枠組み（既存の知識）に縛られていては答えは出てこない。枠組みを超越した時に回答が出る。ひとつ「チエ」をしぼって下さい。

今まで自分が持ち続けてきた概念（言い換えれば過去の知識）がいかにか邪魔になっているかがよく分かる。「チエ」を出すという「創造性」とは、今まで自分が持っていた「モノの見方＝視点」を柔軟に変え、過去のこだわりを捨てさることである。昭和一桁台の私達が持っている今までの常識では中々理解し難い現象が社会に数多く起きている。代表的なのが「感性（フィーリング）」の重

視である。情報社会の特徴の一つがこの「感性」で、今や社会・経済活動の中で大きなウエイトを占めている。工業社会では余りこの感性は重要視されていなかった。ファッション産業、グルメ産業を初め、イベントなどによる「ムラ起こし」という「夢」を売る産業凡てが感性の発露の現れであり、若者・女性の活躍の場が広がってきたのもその証拠であるといえる。

戦後の高度経済成長を支えてきた「工業社会」型の発想は、効率化・高能力化という「左脳」の活躍の型であった。しかし情報社会で重要視され始めたのが右脳の活用であり、その活用による「チエ」の創出であり、感性を磨くことである。「美しい」「うまい」という感覚には、左脳を使った理論的な発想はない。あくまで「美しい」ものは美しいと思うのが直感である。論理を基とした客観性には、往々にして人間性という暖かみを忘れられていた。この反省が人間性回復の強調現象であるといってよい。「緑の大切さ」、「花一杯」などに代表される花産業（今や一兆円産業である）の隆盛がこのことを如実に物語っている。キリンビール、日商岩井、コカコーラなどの大企業が最近この業界に参入し始めてきた。又、オフィスの在り方もグリーン化など、感性を取り入れることによって仕事中心の場であるの考えから、働く者の生活空間を第一にするという考え方に変わってきた。このような一つを取上げても、「モノの見方、考え方」が変わってきた。これが世の中の流れである。情報社会で求められている「創造性」とは「為になる情報」を多くの情報の中から選別する能力と、その情報を活用する力＝受け止めた情報に付加価値を与える「チエ」であると言うことが出来る。「チエ」と「チシキ」大変似かよって

るが「知識」とは曖昧さ（不確実性）がないもの＝学校で教わる内容は知識である。情報が何故存在するかという事実には「曖昧さ」が在るからであり、その曖昧さに一つの方向性という「意味あるもの」に変換させるのが「チエ」である。

今の世の中は、一般に「不確実」で「先行き不透明」の時代と言われている。このような時代に

必要とされるものは、私達が今まで持っていた過去の「しがらみ」を取り除き、新たな視点による「チエ」を出すことである。その「チエ」の基となる情報という刺激剤を自分の中に取り込んで「ゆで蛙」にならないよう意識を変える（自己変革）ことである。これによって世の中は進化するのである。

Memo

自然界には、環境中に汚染物質が放出されても、自然の自浄能力によってその汚染物質による環境への悪影響が生じないようにする力があります。このような自然の収容力を量的にとらえて環境容量と呼称されています。

産業廃棄物の場合、適当な中間処理を行ったうえで最終処分（埋立）を行うのは極めて限定された環境容量を、最大限に活用するために必須の要件と言われています。

神戸製鋼の新しいブランド

KOBELCO

KOBELCOは神戸製鋼の国際統一商標です。

P & H
油圧ショベル



神戸製鋼の
建設機械



建設機械販売及修理・特殊重車輛部品販売



三伸工業株式会社

岐阜県羽島郡岐南町伏屋8-158

☎<0582>47-5921 代表 43-5733

FAX <0582>47-5923

雑 想

異国での最初の朝は、ハイパークに近い小さなホテルの一室であった。前日深夜のチェックインであり、緊張の連続でもあったので眠りは浅く短いものであった。早々に朝食を済ませ、ハイパークへ散策に出たのは8時頃だった。

晩秋のロンドンの朝は寒いと聞かされていたが、寝不足気味の自分には心地よく感じられたものである。ハイパークに関する予備知識は機中で旅行案内書を読み、東京の日比谷公園を少し大きくしたものと理解していたのは大間違いの第一歩であらう。以後1ヶ月間、行く先々で同じ体験を味わったものである。正に「書物の知識」と「体験の知識」の差であったと思う。

しかし、真に驚いたことはその規模ではなく見事な落葉の道である。公園を巡る歩道一面に広がる落葉のことである。妙なところに感心するものと思われるようだが、その落葉の道には紙片一つのゴミも見当たらないし、その上を歩くとサクサクと心地よい音と、何とも表現しようのない心豊かな感触が足を伝わって来た。

わが国ならば、少なくとも歩道はきれいに掃除してしまうだろうし、掃除しなければタバコの投げ捨てで危険だと言われるであろう。さらには、ゴミで溢れた屑箱が随所に配置されているだろう。ロンドンの滞在は1週間であったが毎朝の散歩が実に楽しいものであった。

ホテルを去る前夜、ホテルマンに「ロンドンの印象は……？」と問われたので、迷うことなくこの印象を語った。彼は「バッキンガム宮殿は？ ロンドンタワーは？……？」などと問い返し怪訝そうな顔をしていた。

片言の英会話に不自由しながら、私がある理由を説明したとき、彼は「ドイツ人は立派ですよ！

歩道にまでワックスを掛けていますよ！」と笑いながら話してくれた。

翌朝ロンドンを立ちミュンヘンを訪れた。予想したとおり美しい街並みであった。道路も電車もそして自動車も、掃除が行き届いている感じであった。しかし、私はハイパークで受けた第一印象が強烈であったせいか、何か胸を打つものを街に拾うことはできなかった。むしろ多少の窮屈ささえ感じたものである。

この街では思い切って清掃工場を訪ねることとした。思いつきの行動で、独語も話せないため通訳を頼み、アポイントを取るなどに手間取り出発を1日延ばす破目になった。

家庭ゴミの収集は、道路管理事務所の所掌で毎朝定時に行われ焼却場に搬入されて来るが、含水率は極めて低く全て発電用の燃料だと説明を受けた。野菜くずなど含水率の高いものは、各家庭のデイスポージャーにより細切され下水道の管路を通じ収集された挙げ句、コンポストに投入されているとも聞いた。相応の誇張があるとは感じたが、正に教科書どおりの合理的なシステムである。しかし、私が注目したのは決められたルールを守る市民気質にあった。ルールを守ることの困難さに四苦八苦していた当時の私であったからである。

その後、数ヶ国でいくつかの都市を訪れた。独り旅の気安さと不安さが交錯するなかで、1ヶ月の旅は終わった。

そして、20年近くの歳月が過ぎた今……少々飛躍するが……明治以降の日本人が、イギリスあるいはドイツの文化、科学の影響を大きく受けながら歩んできた経緯を、歴史の重みとして感じつつある。

(匿名)

新入会員の紹介

※平成2年5月1日～平成2年8月31日までに入会された会員は次の通りです。

正 会 員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住 所	最終	中間	収運	県内・県外
塩 浜 工 運 (株) 0593-46-1323	小川 一吉	510	四日市市大字 六呂見907-1			○	県 外
(株)全日本医療サービス 0582-34-0388	近藤 貞夫	501-11	岐阜市黒野181-1			○	県 内
(株)内 田 商 事 0585-35-2263	内田ひろみ	501-06	揖斐郡大野町 大字野501		○		県 内
梅 田 建 設 (株) 0574-62-1772	梅田 武彦	509-02	可児市谷迫間351			○	県 内
(株)垣 源 工 業 0577-33-0368	垣越 源修	506	高山市上岡本町 8-409			○	県 内
善 商 開 発 (株) 0582-53-2216	長屋 寛	501-01	岐阜市鏡島1133-13			○	県 内
合	計		6 社		1	5	

賛 助 会 員

団体名(社名)	代表者氏名	〒	住 所	TEL	団体数
大 山 建 材	大山 忠道	508	中津川市落合311-6	0573-69-3327	
グ ロー バ ル 設 計	岸本 卓雄	503	大垣市中野町 4-25-2	0584-73-5292	
(株)土 屋 組	土屋 和美	503	大垣市神田町2-55	0584-81-5111	
三 新 硝 子	小沢 晃	501-11	岐阜市下鶴飼 1607-1	0582-39-3598	
金 子 工 業 (株)	金子 四郎	509-25	益田郡萩原町 萩原1500	05765-2-1811	
合	計		5 社		

ひと言

「私はこの国を愛しているからこそ、この国に期待するものはない」さらに、「愛することは代償を求めることではない」と教えられた。「公」と「私」との間に信頼関係があってこそ、理解できる言葉である。

「産廃の処理は産業を支える極めて重要な業務である」と自負し、多くの課題を抱えながらも懸命に努力して来たことを誇っているが……？

編集後記

会員諸氏に於かれましては、益々のご清栄のことと存じます。

お蔭を持ちまして、当会報も第5号を発行するに至りました。

ご多忙の中、原稿をお寄せ頂きました皆様に厚くお礼申し上げます。

毎号親しみやすい内容と、新しい企画に取り組んでおりますが、皆様方の御意見も組み込みたく、御協力をお願い致します。

さて、内需の拡大から景気も順調に推移し、岩戸景気をも追い抜いて史上2番目の内需景気とな

り、なお上昇基調にあります。経済の発展とともに、産業廃棄物の発生量も増加の一途をたどり、産廃の処理には、出来る限りの減量化と再利用の資源化に取り組まなければならないのです。

環境問題は、地域だけではなく、地球的な規模に至り、我が業界も必死となって解決策を練り挙げ、一步一步確実な歩みをもって取り組みたいものです。

「一念天に通ず」である。

(広報編集委員・高井信夫)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 後藤 昭二 高井 信夫 富田 茂

野々村 清 野村 清晴 坂 喜一

朝のひとつき

事務局の朝は早い。8時ともなれば全員が集合する。別に定められたわけではないが、3者3様始業前の大切な時を過ごすのが常である。

小林専務にとっては、日刊紙の関連記事を精査し当日の執務計画等を検討する大切な30分となる。通勤ラッシュのなか自動車通勤をする河村常務にとっては、気分転換の大切な30分となる。藤井書記は、事務所内の清掃に加えて湯茶サービスと大忙しの30分となる。各自が勝手に過ごす30分であるが、8時30分には自然に机に向かい始業する。

このところ、小林専務は「産業廃棄物対策基金造成事務」の対応に四苦八苦である。電話照会の応対、排出事業所の訪問さらに関係会議の開催など、正に席の暖まる暇がない。河村常務は小林専務と共に「産業廃棄物対策基金造成事務」等に対応する一方で、会報の編集事務に頭を悩ましている。藤井書記は、山積する各種書類作成・整理などの他、来客接待・電話の応対など一人三役の活躍で息をつく暇もない。

こんな日々が続いている。追われる業務に一日が過ぎるのは誠に早く、深まりつつある秋に焦慮さえ感ずる。

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を使用しております。)



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成2年10月20日発行

第5号

編集
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原 拓

〒500 岐阜市藪田1丁目101番地 水産会館1階

TEL (0582) 72-9293

FAX (0582) 72-6764

印刷 共和印刷株式会社

